

葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているものをいう。以下に同じ）が移動手段として、自動車を自ら所有し、自ら運転する場合（以下「本人運転」という）又は重症心身障害児者（神奈川県の子供障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により重症心身障害児者手帳の交付を受けているものをいう。以下に同じ）と生計を一にする者が、重症心身障害児者の移動のために、所有し、専ら運転する自動車を改造する場合（以下「介護運転」という）に、その改造費用又は改造された自動車の購入費用を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 本事業において、本人運転の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本町に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている 1 級から 3 級の上肢・下肢又は体幹機能障害者。(2 つ以上の障害が重複する場合は、肢体不自由のみの等級によるものとする)

(2) 自らが所有し、自ら運転する自動車の操向装置や駆動装置等の一部、又は座席の昇降、移乗、固定に要する移乗装置等の改造が必要な者。

なお、すでに改造された車両を購入する場合も含むものとする。

ただし中古車両の購入の場合は含まないものとする。

(3) 前年（1 月から 6 月までの間に申請を行う場合は前々年）の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 26 条の 5 において準用する同法第 20 条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超えない者。ただし、ここでいう所得の範囲は、地方税上（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

2 本事業において、介護者運転の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本町に住所を有し、重症心身障害児者と生計を一にする者。

(2) 上記生計を一にする者が重症心身障害児者のために、所有し、専ら自ら運転する自動車、座席の昇降、移乗、固定に要する移乗装置等の改造が必要な者。

(3) 前年（1 月から 6 月までの間に申請を行う場合は前々年）の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 26 条の 5 において準用する同法第 20 条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超えない者。ただし、ここでいう所得の範囲は、地方税上（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(助成対象経費及び限度額)

第3条 本事業の助成対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本人運転の場合、操向装置、駆動装置又は、移乗装置の改造に要する経費
改造された自動車の購入の場合は、標準仕様の自動車車両価格との差額
- (2) 介護者運転の場合、移乗装置の改造に要する経費
改造された自動車の購入の場合は、標準仕様の自動車車両価格との差額

2 助成対象経費は、100,000円を限度額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、身体障害者自動車改造費助成申請書(第1号様式)に、次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 自動車改造費の見積書
- (4) 既に所有している自動車の改造の場合は、自動車検査証の写し
- (5) 改造された自動車を購入する場合は、標準仕様の自動車車両価格の見積書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 申請は1車両につき1回を限度とする。

(助成可否の決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請のあったときは、助成の資格について調査し、交付の可否を決定し、その旨を身体障害者自動車改造費助成交付決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(報告)

第6条 交付決定をされた申請者は、自動車の改造完了後又は改造された自動車の購入後、速やかに身体障害者自動車改造費助成金交付請求書(第3号様式)に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車を改造した業者の領収書又は請求書等
- (2) 改造部分及び自動車登録番号の識別可能な写真
- (3) 改造された自動車を購入する場合は、自動車検査証の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の支払い)

第7条 町長は、前条の届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成決定者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者でこの要綱に違反した者又は要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載をした者に対し、第5条の規定による助成金交付決定の取り消し又は交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

身体障害者自動車改造費助成交付申請書

(本人運転 介護者運転)
 (改造 福祉車両購入)

年 月 日

葉山町長 殿

申請者 住 所 葉山町

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日 TEL

障害者氏名	介護者氏名 (介護運転の場合)	
手帳番号	市・都・道・府・県 第 号	
発行年月日	障害名・等級	(種 級)
運転免許証の番号	運転免許証の種類	
自動車所有者	続柄 ()	車両番号
改造内容		
改造に要する経費	円	
改造施行業者	名 称	
	所在地	
	電話番号	
過去の改造費助成の有無	あり (改造内容:) ・なし	
同意欄	葉山町身体障害者自動車改造費助成にかかる対象者及び世帯員の所得状況等の情報について、市町村が関係機関から収集することに同意します。 申請者氏名 ㊟	

※ 添付書類

- ① 身体障害者手帳の写し
- ② 自動車運転免許証の写し
- ③ 自動車改造費の見積書
- ④ 自動車検査証の写し (既に所有している自動車の改造の場合のみ)
- ⑤ 標準仕様の自動車車両価格の見積書 (これから自動車を購入する場合のみ)
- ⑥ その他 ()

身体障害者自動車改造費助成交付決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

葉山町長 印

年 月 日 付けで申請のありました身体障害者自動車改造費助成について、次の通り決定（却下）しましたので通知します。

1. 次の通り助成します			
交 付 番 号	第	交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 金 額			
改 造 部 分			
備 考			
2. 次の理由により助成できません。			

※ 交付決定をされた申請者は、自動車改造完了又は改造された自動車の購入後、速やかに身体障害者自動車改造助成金交付請求書（第3号様式）に次の書類を添付して、町長に提出してください。

- ① 自動車改造をした業者の領収書又は請求書等
- ② 改造部分及び自動車登録番号の識別可能な写真
- ③ 自動車検査証の写し（改造された自動車を購入する場合のみ）
- ④ その他（ ）

※ 虚偽又不正な申請により助成金を受けた場合は、助成金交付決定を取消す場合があります。

身体障害者自動車改造費助成金交付請求書

年 月 日

葉山町長 殿

申請者 住所 葉山町

氏名

印

年 月 日付で交付決定を受けた身体障害者自動車改造費の助成を、次のとおり請求します。

記

請求金額

円

改造の装置及び内容			
改造完了年月日	年	月	日
改造に要した経費	円		
自動車所有者 (購入の場合のみ)		車両番号	

助成金は、下記の口座に振り込んでください。

金融機関	銀行	支店
口座番号	(普通・当座) 番号	
(フリガナ) 口座名義人	続柄 ()	

※ 添付書類

- ① 自動車改造をした業者の領収書又は請求書等
- ② 改造部分及び自動車登録番号の識別可能な写真
- ③ 自動車検査証の写し (改造された自動車を購入する場合のみ)
- ④ その他 ()